

神崎町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

平成23年10月1日

告示第46号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において、神崎町補助金交付規則（昭和40年規則第3号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助金の交付の対象となる設備)

第2条 補助金の交付の対象となる設備は、次の要件をすべて満たす発電システムとする。

- (1) 自ら居住する住宅（併用住宅を含む。）であること。
- (2) 住宅の屋根、壁等へ設置する太陽光発電装置であつて、配電用変電所から電力を供給する100ボルト又は200ボルトの電線及び当該装置により発電する電力が当該住宅において消費する電力を下回るときは電気事業者から電力の供給を受け、当該装置により発電する電力が当該住宅において消費する電力を上回るときは電気事業者へ電力を供給するシステムで連携されたもの。
- (3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。
 - ア 日本産業規格に適合しているものであること。
 - イ 国際電気標準会議の規格に適合しているもの
 - ウ 財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。
 - エ 財団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センターに登録しているものであること。
- (4) 未使用品であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たすものとす

る。

(1) 各号のいずれかに該当すること。

ア 神崎町内において、自ら居住または居住予定の町内の住宅に発電システムを設置すること。

イ 発電システムが設置された新築住宅を購入し、自ら居住すること。

ウ 第三者が所有する町内の住宅に居住する者で、当該住宅への発電システムの設置について所有者の承諾を受けていること。

(2) 第9条に規定する実績報告書を提出するまでに、発電システムが設置された住宅に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されていること。

(3) 町税等を滞納していないこと。

(4) 発電した電力について電力会社との間で電力受給契約を締結すること。
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、発電システムに係る太陽電池の最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に1キロワットあたり2万円を乗じて得た額とし、8万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金は一の住宅に1回に限り交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、神崎町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 発電システムの設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し

(2) 発電システムの最大出力が確認できる書類の写し

(3) 発電システムの設置予定図面

(4) 発電システムを設置する住宅の場所が確認できる図面

(5) 発電システムの設置工事着工前の現況写真

(6) 町税等の納税証明書

(7) その他町長が必要と認める書類

(交付等の決定)

第6条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、神崎町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、第5条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに神崎町住宅用太陽光発電システム設置補助金変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、神崎町住宅用太陽光発電システム設置補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、発電システムの設置を中止しようとするときは、神崎町住宅用太陽光設置補助金交付申請取下げ書（様式第5号）を速やかに町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、工事を完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、神崎町住宅用太陽光発電システム設置補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 発電システムの設置費に係る領収書の写し

(2) 電力会社と締結した電力受給契約書の写し

- (3) 発電システムの設置状況が確認できる写真
 - (4) 未使用品であることを確認できる書類、竣工検査の試験記録の写し
 - (5) 住民票の写し
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- (補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、神崎町住宅用太陽光発電システム設置補助金確定通知書（様式第7号）により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日以内に、神崎町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、神崎町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(協力の義務)

第14条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて発電システムを設置した者は、町長から発電量等設置効果に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行し、平成23年4月1日以降の契約に係る発電システムから適用する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。